



みくには
ハートに愛

厳しかった夏の暑さも、少しずつ和らいできました。秋といえば「食欲の秋」「芸術の秋」「スポーツの秋」などありますが、コロナ禍の中、みなさんは秋をどの様に楽しみますか？

2020年9月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12 番 20 号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



令和2年度の 「地域別最低賃金」

◆最低賃金、全国平均902円に引上げへ
厚生労働省は令和2年度の地域別最低賃金の改定額を公表しました。

厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会にて、新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用の影響をふまえ、引上げ額の目安を示すことは困難とされたこともあり、全国加重平均額は901円から902円の上昇となっています。また、北海道・東京・静岡・京都・大阪・広島・山口の7都道府県では令和元年度の地域別最低賃金が据置きとなりました。

◆地域別最低賃金が適用される労働者
地域別最低賃金は、産業や職種に関わりなく各都道府県の関係事業所で働くすべての労働者に対して適用されます。つまり試用期間中、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、常時、臨時、嘱託等の雇用形態や名称に関係なく適用されます。

◆給与計算への影響
最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。通勤手当、賞与、残業や休日出勤の割増賃金、皆勤精勤手当、家族手当は最低賃金の対象外です。

実際の給与計算で注意が必要なのは、賃金計算期間の途中で発効日がある場合です。最低賃金での時給を適用している従業員がいる場合、賃金計算期間の途中で時給額が変更となるからです。この場合、発効日を含む月の賃金計算期間から前倒して時給を引き上げるこ

ともできますし、据置きにして、引上げ後の差額を別途支給することもできます。

最低賃金法違反は罰則も定められています。最低賃金を下回る賃金を支払ってしまった場合は、速やかに適用年月日にさかのぼり差額支給をしましょう。

令和2年度地域別最低賃金改定状況（抜粋）

都道府県	最低賃金 時間額	引上 げ額	発 行 年 月 日
山 形	793円	3円	R2.10.3
茨 城	851円	2円	R2.10.1
栃 木	854円	1円	R2.10.1
群 馬	837円	2円	R2.10.3
埼 玉	928円	2円	R2.10.1
千 葉	925円	2円	R2.10.1
東 京	1,013円	0円	R2.10.1
神奈川	1,012円	1円	R2.10.1
愛 知	927円	1円	R2.10.1

9月の税務と労務の手続 提出期限

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]